

令和3年第2回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年3月10日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和3年3月17日	午前10時00分
	閉 会	令和3年3月17日	午後2時35分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 0 名 欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	欠
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	出
8	仲宗根 須磨子	〃	15	欠 員	

※ 会議録署名議員

3 番	比 嘉 由 具	5 番	小橋川 健
-----	---------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住 民 課 長	崎 原 誠	福 祉 課 長	安 里 孝 夫
健康づくり推進課長	平安山 良 信	建 設 課 長	宮 城 忠
農 林 水 産 課 長	松 本 一 也	上 下 水 道 課 長	新 里 一 成
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 任 主 事	仲宗根 農
---------	-------	---------	-------

議 事 日 程

3月17日（水）4日目

日程番号	議案番号	件 名
1		<p>一 般 質 問</p> <p>1. 8番 仲宗根 須磨子 議員</p> <p>2. 10番 座間味 栄 純 議員</p> <p>3. 6番 伊良波 勤 議員</p>
2	議案第2号	<p>本部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
3	議案第3号	<p>本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
4	議案第4号	<p>本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
5	議案第5号	<p>特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
6	議案第6号	<p>本部町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
7	議案第7号	<p>本部町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
8	議案第8号	<p>本部町海洋ウェルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)</p>
9	議案第9号	<p>本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)</p>
10	議案第10号	<p>本部町地域福祉センターの指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)</p>

日程番号	議案番号	件名
11	議案第11号	本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)
12	議案第12号	本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)
13	議案第13号	本部町体育施設の指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)
14	議案第14号	工事請負契約の締結について(瀬底島一周線道路改良工事〈その7〉) (議案説明・審議・採決)
15	議案第15号	令和2年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
16	議案第16号	令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
17	議案第17号	令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
18	議案第18号	令和2年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
19	報告第1号	予算審査特別委員会委員長報告 (報告)
20	議案第19号	令和3年度本部町一般会計予算について (採決)
21	議案第20号	令和3年度本部町国民健康保険特別会計予算について (採決)
22	議案第21号	令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について (採決)
23	議案第22号	令和3年度本部町公共下水道特別会計予算について (採決)

日程番号	議案番号	件名
24	議案第23号	令和3年度本部町水道事業会計予算について (採決)
25	報告第9号	専決処分の報告について (瀬底島一周線道路改良工事〈その6〉) (報告)
26	報告第10号	専決処分の報告について (健堅本部落線道路改良工事〈R2-1〉) (報告)
27	報告第11号	専決処分の報告について (健堅本部落線道路改良工事〈R2-2〉) (報告)
28	議案第27号	議会の議決を経た製造の請負契約に係る変更契約の締結について (本部町GIGAスクール校内情報通信ネットワーク環境整備業務) (議案説明・審議・採決)
29	発議第1号	本部町議会会議規則の一部を改正する規則について (議案説明・審議・採決)

○ **議長 崎浜秀進** 本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。8番 仲宗根須磨子議員の発言を許可します。8番 仲宗根須磨子議員。

○ **8番 仲宗根須磨子**

1. 浜元川のガードレールについて

2. ボランティアが収集した不法投棄ゴミの処理について

それでは通告に従い、8番 仲宗根須磨子、一般質問を行います。質問事項2点でございます。

1、浜元川のガードレールについて。質問の要旨、昨年、私が一般質問をした浜元川の老朽化して危険なガードレールについては、「県の管轄であるため、町では修理できない」という返答をいただきました。それを受けて県へ要請したところ、昨年10月には工事が終わり、現在立派なガードレールが設置されています。その箇所から下流のほうも老朽化が進んでおり、浜元区民はその部分の修理、あるいは取り替えを待ち望んでおります。下流のほうは町の管轄です。危険な状態をいつ取り除けるか、その予定があるか伺います。

質問事項2、ボランティアが収集した不法投棄ごみの処理について。質問の要旨、ボランティアが収集した不法投棄ごみの処理費用をボランティアの方々が出し合って賄っていることについて、町当局の見解を伺います。以上です。二次質問は席に戻ってからいたします。

○ **議長 崎浜秀進** 町長の答弁を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。8番、仲宗根須磨子議員より2点の一般質問が出ております。順次お答えいたします。

1点目の浜元川の防護柵についてでありますけれども、議員のほうからの指摘のとおり、下流のほうは町の管理でございます。老朽化が進んでいる防護柵につきましては、まず現地調査を行います。その後になりますけれども、行政区長ともしっかりと調整の上、また、どの程度の老朽化の状態であるのかということなども判断し、そしてどの程度の修理がいるのかにつきましてもしっかりと調査、判断をしながら、検討をしてみたいと考えております。

2点目のボランティアが収集した不法投棄ごみの処理につきまして、お答えをいたします。不法投棄ごみにつきましては、本部町の廃棄物減量化の推進及び適正処理に関する条例などにより、土地の占有者が処理することとなっております。法令上は、制度上は土地の占有者が処理することになっております。

海岸への不法投棄されたごみにつきましては、海岸の管理者である沖縄県が主体的に処理することとなっております。併せて沖縄県は、不法投棄を防ぐための対策を講ずる必要があります。本町としては、海岸に不法投棄されたごみの処理について、沖縄県に対しまして不法投棄を防ぐための対策を講じることや、実際に不法投棄されたごみの処理につきましては、沖縄県で処理するよう要請をしていきたいと考えております。

なお、本町においては、町内のボランティア団体が海岸美化清掃をする際に、ボランティア団

体に支援するため、ボランティアごみ袋の提供及びボランティアごみの一部を美化センターで処理していただきますよう、その処理についての配慮をしているところでございます。

○ 議長 崎浜秀進 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 まず浜元川の老朽化したガードレールについてですが、このガードレールが設置されたのは、いつ頃か分かりますか、お答え願います。

○ 議長 崎浜秀進 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 8番、仲宗根議員にご説明いたします。

今ちゃんとした把握はしておりません。

○ 議長 崎浜秀進 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 上流のほうの老朽化したガードレールの取り替え工事のときに、私は現場に行って、その現場の方々にお聞きしたのですけれども、このガードレールは設置してどのくらいの年月がたっているのかと。工事現場の人たちは大まかに見て、40年はたっているのではないかということでした。40年間ガードレールを老朽化するまで放置していた。これは浜元区の要請も直接町にもなく、県にもなったからだとは思いますが、そういうふうに危険を放置した状態のままいるということは、住民の安心、安全を守る上ではとても町としても定期的に点検するとか、そういうことも必要なのではないかと思えます。県管轄ですけれども、今回の取り替え工事が終わって、浜元区民はとても喜んでおります。上流のほうだけですけれども、自分たちは危険な状態がなくなったと、下流のほうで区域が長いので、同じ時期に設置されたものが下流のほうも老朽化が進んでいるので、ぜひ調査して、早めに町の対応を望みたいと思えます。もし浜元区からの要請があったら、その工事をする予算はとれるのか、そういうことをお伺いします。

○ 議長 崎浜秀進 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 8番、仲宗根議員にご説明いたします。

要請するかしないかではなくて、現地調査して、必要であれば予算措置したいと思えます。

○ 議長 崎浜秀進 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 必要であれば対処するということでしたが、それではぜひ早めに調査をして、早急に浜元区民の思いをよりよい形に変えていただきたいと思います。まず調査をすることから強く望みます。その後ですね、はい分かりました。では善処するよう強く望みます。

それでは次に行きます。このボランティアが収集した不法投棄ごみですけれども、これは具志堅の前回私が質問をしたビーチの件でありますけれども、不法投棄ごみについては処理できないので、ボランティアの方々が1か月に1回、その海岸でヨガをするわけなのですが、ずっと置いておくのも美観を損ねるということで、自分たちで500円ずつ出し合って、その不法投棄ごみにかかる費用を賄って、一回はやったということです。1万円かかったということです。そういう費用をボランティアにまで賄わせるということは、町としてどう考えているのか、そのところをもっと詳しく聞きたいと思えます。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 8番、仲宗根議員にご説明いたします。

先ほど町長の答弁にもあったのですが、ボランティアの方々が自分たちで会費を出して、処理していただいているということにつきましては、大変感謝をいたします。海岸につきましては、県の管理となっております、県がそれについては主体的にやることとなっております。本町といたしましても、ボランティア団体の活動を支援するために、ボランティアごみ袋を配布したりとか、あと回収していただいた町の施設で処理できるごみについては、美化センターで受け入れて処理するというところまでは対応させていただいているんですが、そこまでの費用を助成するというのは、町としては非常に厳しい状況となっております。

○ 議長 崎浜秀進 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 財源が厳しいということなんですけれども、もし財源があれば、それに補助する姿勢はあるのかどうか伺います。

○ 議長 崎浜秀進 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 8番、仲宗根須磨子議員にご説明します。

財源があれば予算措置するのかということではありますが、今、町長とか、課長からも説明がありましたとおり、この問題については、まずごみが投棄されている土地の占有者、占有者イコール管理者ということになるのですが、管理者が処分するというのがまず一義的な責任であります。ですから海岸の場合は沖縄県です。沖縄県がそのごみを処分する責任がありますので、その費用の負担というのは一義的には沖縄県にあるということになります。ですから本部町としては、もちろんボランティアの皆様が全員でそうやっていただくことにはすごく感謝する気持ちはあるのですが、本部町の財源を使って、そのごみを処理するかというのは、町としてはそれは本意ではないと思っています。というのは、ごみ処理というのはあくまでも不法に投棄する山でも、川でも、海でも、不法に投棄されることないように行政は努めるべきでありますので、その不法投棄されたものを処理する費用を本部町が負担した場合には、不法投棄を助長するような動きにもなりかねませんので、そこは町としては、財源があるなしにかかわらず、その処理費用を町が負担するという考えは今、持ち合わせておりません。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 町が負担する考えはないということなんですけれども、このボランティアの方々は今回1万円で処分したのはテレビ2台分だそうです。その分につきましても自分たちでどこの業者が安いかわか調べて、比較して一番安いほうにテレビ2台を持っていったらそうです。次はタイヤがあるそうですけれども、タイヤの分も今回賄わなければいけないのかという感じで頭を悩ませているところだそうです。このボランティアが費用を賄ってまで処分をしなくてもいいということになると、このボランティアが集めた不法投棄ごみはずっとそこに置かれていて、さらにそこに不法投棄ごみが増えるという状態になるのですけれども、それは町が県に要請して、早めに処分してもらおうということによろしいんですか。

○ 議長 崎浜秀進 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 8番、仲宗根須磨子議員にご説明します。

議員がおっしゃるとおり、県のほうにその処分費用の負担を町としては要請していきたいと思っております。

○ 議長 崎浜秀進 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 それでは県がそのごみを処分、収集とかしに来ない限りは、ずっとそういう状態で海岸線に置かれて、美観が損なわれる状態をずっとほうっておくということになりますが、その件に関しましてはどう思われますか。

○ 議長 崎浜秀進 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 8番、仲宗根須磨子議員にご説明します。

おっしゃるとおり、美観が損なわれることは本部町としても好ましいことではないと考えます。そのためにもやはり県のほうに強く要請してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 それではボランティアに費用まで賄わせることがないように、早めに県に要請する、何度も要請する。そういうことを強く望みます。

それではガードレールが直ったことで、浜元区民はとても喜んでいます。上流のほうだけなんですけれども、下流のほうはいつ直るのかとわくわくしながら待っています。地域住民にとって、県の管轄であるか、町の管轄であるかは関係ないんです。自分たちの住んでいる地域が安全で暮らしやすいようになっていくことがうれしいのです。ですから町のほうもこういうことを踏まえた上で、早急な対応を望みます。まずガードレールについては調査をしてどう対処するか、やること。そして私は思うのですけれども、地域住民が喜ぶ声、これが昨日町長がおっしゃられたように、天の声の一つだと思うんです。そういう暮らしやすい町を、町が前向きに見える形でやってくれたという住民の思いが一つ一つの天の声になって、大きな住みやすいまちづくりになっていくと思います。ですから町の管轄であれ、県の管轄であれ、それでは県の管轄なら町は県に迅速に要請する。そして住民のために早めに処置してもらおう。そういうことに取り組んでほしいと思います。早急な調査と対処をお願いいたします。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 崎浜秀進 これで8番 仲宗根須磨子議員の一般質問を終わります。

次に10番 座間味栄純議員の発言を許可します。10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純

1. 本島北部のテーマパーク事業について
2. 満名川線道路改良工事について
3. 樹木の保全について

皆さん、おはようございます。一般質問に入る前に所見を少し述べさせていただきます。本日が3月定例会最終日となります。崎浜秀進議長が本日が最後の議長職、そして議会活動が本日最

後となります。これまでの豊富な行政経験、そして議会活動、長年のご尽力に対して本当にお疲れさまでした。これからも一町民として、そしてOBとして、我々後輩にご指導を賜りたいと思っております。これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。本当にご苦労さまでした。それでは一般質問に入らせていただきます。

質問事項1、本島北部のテーマパーク事業について伺ひます。質問の要旨(1) 昨年の秋に、建設事業に関わる企業と今帰仁村、名護市が包括連携協定を締結してあります。現時点で本町との関連はあるのか伺ひます。続きまして、(2) この事業が進んだ場合、テーマパークから幹線道路網の方向性を町はどのように考えているのか伺ひます。

質問事項2、満名川線道路改良工事について伺ひます。その中の(1) 河川沿いの植栽の計画があるのか伺ひます。

質問事項3、樹木の保全について伺ひます。(1) 伊豆味線マザキナバス停横に、樹齢約七、八十年の梅の木があるが、河川に面し、大雨のたびに周辺が侵食されている状況がありますが、改善策ができないか伺ひます。以上、答弁を求めます。

○ 議長 崎浜秀進 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 10番、座間味栄純議員から3点の質問がございました。1点目は、テーマパーク事業のことでございます。2点目は、満名川の改良工事の件でございまして。3点目は、樹木の保全についてのことだと思っております。初めのテーマパークの事業については、2点の観点から質問がございました。1点目の本町と建設業者との関係についてお答えいたします。

本島北部のテーマパーク事業につきましては、ジャパンエンターテインメントが嵐山ゴルフ倶楽部にて、建設を目下進めている事業でございまして。現時点では、本町との包括連携協定を締結しているわけではございませんけれども、テーマパークが建設されることにより、雇用創出並びに観光客の増加など経済の活性化に大きく寄与するものと現在期待しているところでございまして。

建設事業者であるジャパンエンターテインメントからは数回にわたって事業の構想等について、本町に対しても丁寧なご説明がございました。去った11月4日のことですが、建設の予定地の嵐山ゴルフ倶楽部の現地に行きまして具体的なアトラクションのプランなども伴った事業について、私をはじめ、企画の職員、そして総務課長を含めて、説明を受けたところでございまして。

2点目のテーマパークから幹線道路網の方向性についてでございますけれども、幹線道路網につきましては、沖縄県土木建築部と国の出先であります北部国道事務所に対しまして、常に今、どこまでどうなっているのかという質問、問いかけなどを行っているところであります。現在のところ幹線道路の方向性につきましては、まだ方向性が決まっていないという返答をいただいております。

現段階での本町としての基本的な考え方でございまして、高規格道路を県道84号線、伊豆味、本部線でございます。県道84号線に接続いたしまして、本部方面、今帰仁方面及び名護市の屋部方面へ連結できるような整備をしていただきたいと思いますというようなことを現状の中で、そのようなことを内部議論をしているところであります。

次に2点目の満名川沿いの植栽計画についての問いですけれども、お答えいたします。町道満名川線の整備は、平成28年度に北部振興事業で採択することに決定いたしました。道路の整備目的は、北部振興事業のテーマであります「定住の促進」となっております。

当初、桜並木も検討しておりましたが、新設する道路は、生活道路として設計をしていく上で、計画交通量の兼ね合い、あるいはまた植栽等の整備は国から認められないと、交渉の結果、そういう経緯を経ているところでございます。

国との調整の結果、現在、満名川線の河川側には全て安全対策としてのガードレールと転落防止柵を設置しております。また、河川側ののり面には、立ち入ることができなくなる上に、今後の維持管理を考えた結果、雑草が生えないような形でコンクリートによるのり面保護も現在実施しているところでございます。満名川につきましては、令和3年度の開通を目指して路線の整備を現在進めておりますが、既に新しい住宅が建築されるなど、定住促進の効果が確実に表れている現状にあります。

今後も満名川線につきましては、本町の人口増に大きく寄与する路線の一つとして、着実にその整備を進めていきたいと考えております。

次に3点目の伊豆味線マザキナバス停横の梅の木の保全について、お答えいたします。梅の木は県道84号名護本部線沿いの沖縄県有地に位置しております。毎年、開花時期になりますと、本町を訪れる方の目を楽しませております。地元紙にも毎年取り上げられるなど、県内でも知名度を誇っております。

今後、そばを流れる河川の影響により、侵食が進むようであれば、魅力ある観光資源の保全を図るために、侵食防止を検討してまいりたいと考えております。

○ 議長 崎浜秀進 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 答弁ありがとうございます。まずテーマパーク事業なんですけれども、昨年11月4日に、建設予定地の嵐山ゴルフ倶楽部において、具体的なアクションプランの説明があったということを聞いておりますが、どのような説明があったのか、再度詳しくお聞きいたします。

○ 議長 崎浜秀進 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 10番、座間味議員にお答えいたします。

自然をテーマとしたパークということで、大がかりな開発はしないということでありました。

○ 議長 崎浜秀進 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 このテーマパークは、私も少し説明を聞いたんですが、あの地形を可能な限り開発はしないで、その地形を生かしながら自然をテーマにした体験型のテーマパークということで、それが順調に進めば非常に大きなインパクトがあるのかと感じております。現時点ではまだ事業が、コロナの影響もあつたりして、これが順調に進むかというのは非常に不透明な部分だと思っておりますけれども、今後これが進んでいくと本部半島エリアが、本町には美ら海水族館もありますし、今帰仁城址であるとか、古宇利島、八重岳の日本一の桜の早いところもあれば、名

護城の桜もあります。本部半島エリアがますます活力を増して、北部の経済が本当に期待の持てる事業になるのかと期待もしております。現時点では北部、名護市、本部町、今帰仁村を含めて、市町村の首長の皆さんがどの程度、意思疎通を図りながら、その事業に関っているのかというのも今、気になる場所でありましてけれども、町長、その辺はどうでしょうか、名護市長、そして今帰仁村長、本部町長とのその辺の方向性の議論というのはなされているのか伺いたいと思います。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 本部町のほうとも包括連携協定を結んでいただけないかという議論もございました。しかし、まだ環境アセスをやっている段階で、具体的な工事の方向性なり、内容なり、何一つその方向性が、具体的な方向性というものがまだまだ見えにくいという部分もありました。そういったことで、これは北部地域の一定の名護市と今帰仁村と本部町の話ではないでしょうと。北部全地域との包括連携を結ぶべきではないでしょうかということ、私のほうからはジャパンエンターテインメントの社長にはそのような議論をいたしました。その後、ジャパンエンターテインメントは、ならばといったようなことで、北部12市町村の首長が集まった会議の中で、計画についての一定の説明を受けたところでもあります。それが昨年末頃だったとっておりますけれども、その後は具体的に北部12市町村でどう対応しようかという議論はございませんけれども、いずれにせよ、ジャパンエンターテインメントの、もっともこの資金計画なども含めて、あるいは開発計画なども含めた、もっとも具体的な計画が見えた段階で、北部12市町村がそろった形での交渉事を行ったほうがいいのではないだろうかと考えているところでございます。

○ 議長 崎浜秀進 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 今、町長から説明があったとおり、これからまだまだ先のことかという感じはしていますけれども、12市町村を中心に、その辺が進めば、また議論をしながら、よりよい方向に進んでいってほしいと思っております。

続いて(2)のテーマパークがもしできた場合、一番気になるのは幹線道路です。伊差川から直で記念公園あたりに行くというのはすばらしい計画であるし、それができたらすばらしいのですが、一番気になるのは、それから枝をつないで、やはり素通り観光にならないようなのが一番大事なことだと思っております。先ほど説明にもあったように、84号線であれば中山とかあたりにおろしていく。今帰仁側だったら今、呉我の海岸線も非常に整備されています。あれか湧川あたりということになるかと思いますが、その辺の道路網をいち早くしっかりとこの事業が進むにつれて、この辺はしっかり訴えていかないと。つくってから計画が、設計が入ってからというのはちょっと遅くなると思うので、その辺はしっかりと取り組んでいってほしいと思っております。

続いて、満名川線に関してなんですけれども、実際に本部小学校から河川沿い、二、三百メートルですか、現に仕上がっております。その中で非常に立派な道ができていますけれども、自分

が思うには、ただ河川沿いというのは、全国の景観を見たときに、桜並木というか、非常に景観的にいいな。日本の象徴として、桜が非常に川沿いには似合うなと思います。本町においては、ご覧のとおり、八重岳の桜が本当に今年は過去にない咲きっぷりだったということで、コロナ禍で世の中が疲弊しているのを本当に癒してくれたすばらしい桜だったと思っています。そういう意味で、先人の方々が五、六十年前にこの桜を植えたということのを思えば、満川沿いも今、両サイド結構、雑草に覆われて、ちょっと見苦しいというのもあります。今回の道路整備に伴って、この事業では植栽はできないということでもありましたけれども、今後はまた知恵を出しながら、町民の記念木なり、また、いろいろな知恵を出して、この河川沿いに植えなければ、逆側に植えることも可能だと思いますので、その辺は知恵を出しながら、あるいはまた道向かい側も整備をして植栽をすとか、その辺をぜひ検討していただいて、みんなで河川沿いがきれいな桜並木になることを、30年後、40年後を見越してできたら、また、すばらしい桜のまち本部町になるのではないかと思いますので、そういう方向性で思いを副町長が答弁をしたがっていますので、よろしくお願いします。

○ 議長 崎浜秀進 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 10番、座間味議員にご説明します。

議員がおっしゃるとおり、今回この満名川線の事業採択に向けて、いろいろ国との調整の中では、その植栽部分が認められなくて、今回事業の中では植栽をすることはできなかったのですが、もともと満名から八重岳までの桜を並木でつなごうという構想も本部町のほうで持っていたこともあって、満名川沿いはぜひ桜を植えて並木にして、将来住民にとっても、そしてまた観光客にとっても心のよりどころになるような場所として作っていくべきではないかという考えは、決して取り消したわけではございませんので、また、皆さんともいろいろ話し合いをしながら、どこにどういうふうにできるのかというところを、また、スペース的には決して無理ではない、無駄ではないと思っていますので、そういうところも一緒にまた皆様からも意見を聞きながら考えていきたいと思っています。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 ぜひ将来を見越して、我が本部町の看板である桜をもっともっと充実させていけたらと思っています。この間も現場踏査で伊野波橋、きれいな橋ができておりますけれども、その両サイドに土砂がかなり積まれて景観的にもよくない。そして防災の面からもよくない。その土砂に樹木、雑草が生い茂っている状況がありました。それは県の管轄だと思うのですが、その辺はしゅんせつできるような要請なり、これは県にしっかりやらないと、あの状態で土砂が積もったまま、そのまま放置しておくとも大雨のときにも安全面からも、本当に景観もよくないし、この間通ったときには清流、水もきれいで、小魚も泳いでいる。そういう環境がありますので、ぜひ河川、先ほど言ったみたいな両サイドの桜も含めて、河川の中も含めて整備しながらすれば、町民の散策コースだったり、非常にいい景観になるとと思いますので、あの水の流れを生かすというのは非常に大事ではないかと思っています。それがまた町民の健康福祉にも役

立つことだと思っていますので、その辺を散策しながら見るということは、そういう観点からも非常に魅力ある地域になるであろうと思っていますので、その辺をしっかりとみんなで構築できたらと思っています。

続いて、3番目の伊豆味マザキナバス停の横にある梅の木なんですけれども、結構皆さんも通るときに感じたと思うんですが、今年非常に咲きっぷりがよくて、常に車が何台か停まって写真を撮っているという感じで、本当に本部町の資源だというふうに思っています。スペース的にちょっと小さくて、ここに車を止めたりというのは非常に難しい場所ではあるんですけれども、バス停ということでポケットがあって、そこに車が何台か常に停まっていたという状況、そしてわずか10メートルぐらいなんですけれども、ずっと侵食されているんです。10メートルの間はそれなりに擁壁で積まれて、この10メートルがえぐられている状況があるので、その辺は10メートルぐらいの距離なので、ぜひ県の管轄かもしれませんが、単費でもできるぐらいの範囲ではないかと思っていますので、この辺はぜひ検討いただいて、建設課長どうですか、ちょっと知恵を出して。

○ 議長 崎浜秀進 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 10番、座間味議員にご説明いたします。

今、県と調整して、もし財政があれば単費でも対応していきたいと考えています。

○ 議長 崎浜秀進 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 前向きにできることを期待しております。樹木に関しては本当に我が町の資源として、例えば名木百選とか、そういう感じで各地域では100年余の木だとか、しめ縄で祀ったり、看板で木の由来とかを説明したり、そういうのをやれば、この木1本が観光資源になりますので、そういう捉え方で、また町内にはほかにもいろいろな樹木、100年以上の木もあるかと思っておりますので、その辺も掘り起こしながら、観光資源として、観光ガイドの皆さんもいますので、そういった活用の仕方も大切ではないかと思っています。その辺も含めて、そういった思いがありますので、最後にぜひまた町長の答弁をよろしくお願いします。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 木1本1本も大切にしてもらいたいと。そしてそれを観光資源までつなげていただきたいというご提言がございましたけれども、まさに私自身もそのように考えているところであります。実は今日朝早く起きて浜元に行ったんです。須磨子議員の質問があったので、浜元に行って、私はもう既に現場調査も終わってきておりますけれども、浜元の拝所のそばにでかいガジュマルが亜熱帯を思わすように木根がこうしてこうしているようなすごいガジュマルがあります。あれは観光資源として最高ではないかということで見たとったんですが、そのガジュマルのそばにでかいフクギがあって、そのフクギにサルノコシカケか何かついて、これも観光資源ではないだろうかと思ったりしたところがございますけれども、今、座間味議員がおっしゃるように、一つ一つの木を観光資源につなげていきたいと考えております。再度、現場に足を運んで精査をしながら、議員がおっしゃるように、毎年この1本の木がマスコミに登場して、

そして本部町をアピールしているという現状にありますので、大事にしていきたいと考えております。

○ 議長 崎浜秀進 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 ありがとうございます。これで一般質問を終わりますけれども、本当に我が町にはメインの海洋博とか、そういう施設以外にも生活の入り込んだときにいろいろな資源がまだまだ掘り起こせばあると思っていますので、その辺を大事にしながら、また本部町のいいところをPRできたらと思っています。ありがとうございます。一般質問を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 これですべて10番 座間味栄純議員の一般質問を終わります。

次に6番 伊良波 勤議員の発言を許可します。6番 伊良波 勤議員。

○ 6番 伊良波 勤

1. 道路整備について（新里区）

皆さん、こんにちは。議長の許可をいただきましたので、6番、伊良波 勤、一般質問を行いたいと思います。

質問事項1、道路整備について。新里区入り口（北里、浜集落から新里団地まで）の整備について、新里団地の増築または宿泊施設等の増で、新里区において交通量が増えていると思われます。道路の拡張が必要だと思いますが、当局の考えをお伺いします。二次質問は席に戻って行きます。

○ 議長 崎浜秀進 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 6番、伊良波議員の質問にお答えいたします。

新里区につきましては、令和元年度に新里第2団地が完成したことに加えまして、近年は宿泊施設等も増加しているために、集落内の交通量が以前にも増している現状にあります。

現在、補助事業を活用した道路拡張などの大規模事業につきましては、本町の人口増加につながる「定住促進の効果」を最優先に考え、路線の選定をしているところでございます。

今回ご質問いただきました区間の道路につきましては、既に住宅の新築・改築・増築が可能であるなど、優先的に整備をしていく路線とすることは、現在難しい状況にございます。

しかしながら、局地的にすれ違いが難しい箇所がある。または極めて危険な箇所があるなど、小規模な工事が改善ができる場所があれば、限られた予算ではありますけれども、他の地域との優先順位なども考慮しながら対応をしていきたいと考えております。

○ 議長 崎浜秀進 6番 伊良波 勤議員。

○ 6番 伊良波 勤 町長から答弁をいただきました。答弁書にも書いてあるとおり、まさに私も財源があつてのことだと思っておりますので、本当に小規模な改善で、この道路が地域の住民が住みやすい道路になると考えております。町長はよくその地域はご存じだと思いますが、団地のそばにちょっと大きな岩があります。ここがかなり、そこを通るたびにものすごい妨げになっていると思います。そういう箇所が2か所あつて、例えばこの要請は、以前からこういう道路の整備要請ができないかという地域からの要請があつたんですけれども、私、個人的にいろいろ調査を

したところ、この岩がちょっと取り除ければ、そこそこスムーズに行けるのではないかと。そこが急激に狭くなっているものですから、当然車2台はすれ違えることができません。話を聞くと、地域の子供たちがそこを歩いているときに、両サイドから来る車がすれ違ったときに、思わずぼんと。ちょっと畑がありますが、危険を察知して畑に飛び降りたと。そんなに段差がないので、けがとかはなかったんですけれども、もう一つの例を挙げてみると、車が来ることによって、ちょっと怖くなって、自ら畑に自転車で突っ込んだということも今回の調査で分かったことなんです。今、町長の答弁にありました、先ほどから話しているこの岩が2か所、これをちょっと取り除くだけで大分スムーズに行くのではないかと考えています。ほんの少し余談になりますけれども、かつては団地ができる前というのは、新里は町長よくご存じだと思いますけれども、ター墓というのがありました。墓、県道を越して、ちょっと山道というんですか、そういうところを通学路として行き帰りしたんですけれども、今はそこが大分木が生い茂って、安全面でも通る方はほとんどいなくなったと思うんです。今、上本部学園から新里入り口まで歩道がしっかりあって、横断歩道を渡って、その県道から新里団地に行くまでの間がどうしても車が詰まったり、特に朝の時間とか、そこでちょっと危険な場所があるのではないかと考えて、今回質問をさせていただきました。先ほども話をした予算がなかなか取れないということもあって、ほんの少し改善することで、子供たちの安全も確保できるのではないかと考えているんですけれども、もう一度、そこら辺についてお答えください。

○ 議長 崎浜秀進 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 6番、伊良波議員にお答えします。

今おっしゃる箇所というのが、岩が2か所あるというところ、私も何度かこの道を通っていて、実際に不便だとか、危ないなというのは感じておりました。恐らくこの道路を整備するときに、その岩の部分が恐らく民地で、用地が購入できずに、そのまま工事ができなかったのかと思いますので、まず、その岩の部分の用地が恐らく個人の土地になっているはずですから、まず、その地主に当たる必要があるなど今、思っております。できれば町のほうで、その土地を買い取って、その岩の部分を削って道路の幅員を確保できるようなことを考えたいと思います。もちろん財源もということになりますので、そこはそういう補助事業はなかなかないものですから、町の厳しい一般財源の中で、どのくらいの範囲ができるのか、そういうのも検討しながら、まずは安全の確保というのが優先されると思いますので、十分に考えていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 6番 伊良波 勤議員。

○ 6番 伊良波 勤 今、副町長の答弁も私は非常に前向きな答弁だったと思って理解しております。ほんの少し余談ではありますが、第2団地ができたときも残念ながらそこら辺に違法駐車、駐車禁止の標識がないので、違法駐車とは言わないかもしれないんですけれども、やはり地域の方々もこの駐車、違法駐車ではないのですが、これを直してほしいと。特に車の陰から小さい子供たちが出てきて、非常に気を使うということで、そこで建設課長にも大分ご苦労していただいて、看板を立ててもらったと。今その看板は恐らく取り外されているのですかね、取

り外されているんですけれども、既に十分理解をいただいて、その道路沿いに駐車する人たちもほぼいなくなったと私は思っています。地域の方々の声を聞くと喜びの声が聞こえてきます。そういう安全も少しずつできてきていますので、この道路は本当に前向きに考えていただくとありがたいと思っています。

最後に、大変短い時間ではあるんですけれども、教育長にもちょっとお伺いしたいんですけれども、低学年の子供たちはスクールバスで団地前までとか、決められた場所に送り迎えしますが、ちょっと高学年になると歩いて帰る、中学生などは当然歩いて帰りますけれども、先ほど話をした新里入り口から団地までだと結構、時間帯によっては小学生、中学生、例えば学校から帰ってきて、放課後に近くのコンビニあたりに買い物に行ったりするんですけれども、そういう安全を保つためにも教育長のお考え、この道に関してどういうお考えか、ちょっとお聞かせください。

○ 議長 崎浜秀進 教育長。

○ 教育長 知念正昭 狭い道路が、結構スージーグラーがあって、その中で住宅も増えていく中で、今みたいな子供たちが歩いていると、思わず畑に飛び下りるとか、こういった状況というのは危険な状況だと思いますので、スクールバスを使うということもあるけれども、歩いて行く子供たちもいっぱいいますので、その辺については当局と解決に当たって、また学校にもこういう面での子供たちへの注意喚起とか、ああいったものを含めて、当局と一緒にしながら解決に向けて、教育委員会からもまた頑張っていきたいと思えます。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 6番 伊良波 勤議員。

○ 6番 伊良波 勤 教育長からもいい答弁をいただいたと思っていますので、ぜひこの事業ができるように、また共に頑張っていきたいと思えます。ありがとうございました。

○ 議長 崎浜秀進 これで6番 伊良波 勤議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（午前10時55分）

再開します。

再開（午前11時08分）

日程第2．議案第2号 本部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 さきに提案いたします議案第2号 本部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は一番最後の議案第2号資料で説明をさせていただきます。今回新たな課の設置を提案しております。名称は子育て支援課でございます。資料中訂正をお願いいたします。現行の「11課2局」でございますが、申し訳ございません。「9課2局」です。その左、「12課2局」を「10課2局」ということで、「9課2局」を「10課2局」、1課増やすものでございます。その目的でございますが、子育て世代、親の支援、そして子の支援というのが現行強く望まれて、制度も増えてきております。貧困の対策、虐待への対応、そして義務教育へつなぐ対応等、多種にわたっており

ます。それらを福祉課から分離しまして、新たな子育て支援課でございます。表中、右側の④福祉課の児童福祉班、渡久地保育所を子育て支援課に移行するということでございます。そして教育委員会との連携を強化したいということでございます。子供たちを取り巻く環境の変化への対応及び多様化する子育て世代への支援、充実を目的に新たに課を一つ設置するものでございます。設置の場所でございますが、教育委員会の向かい、現上下水道課が入っているところでございますが、そちらを上下水道課を横にスライドいたします。現在スペースが空いていますので、横にスライド。上下水道課のカウンターの左側、今パーテーションがありますが、そちらを取り除いて、教育委員会と向かい合わせの課を設置する予定でございます。以上、説明を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 課が新しく創設されるということで、内容については理解いたしました。課が創設されるということで、今後、役場内の人員というんですか、課長はまた増えるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 課が増えるわけですから、当然その課には課長がいるわけでありまして。そういうことでございます。

○ 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 少しお伺いしたいと思います。子育て支援課ということで、今、真部議員がおっしゃったとおり、内容として、やりたいことはぼんやり見えてくるのかと思っております。切れ目ない子育て支援に向けて設置したのかというのはぼんやり見えてはくるんですが、しかし、制度上、今回の現行の条例案から改正案になっていく中で、福祉課から児童福祉に関することが移ります。あと2つ、子育て支援に関すること、母子父子福祉に関することというのが新たに条例の中にうたわれているんですが、その2つをもう少し具体的に説明していただきたいです。取りあえず、その2点をお願いします。

○ 議長 崎浜秀進 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 12番、喜納議員にご説明いたします。

現行の条例の中では、児童福祉班の担うものを児童福祉に関することということで、福祉課の課設置条例の中にはうたっているところであります。課設置条例の中には大まかな業務のみを記載しているところでございまして、その中にはたくさんの業務があります。現在の福祉課の児童福祉班の中では、子育て支援に関すること、母子父子福祉に関することも業務として行っております。今回、分離することに伴って、新たに強化する項目ということで、2号、3号を明確にしているということでありまして、従来の児童福祉班が担っていた業務でございます。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 理解いたしました。そうであれば教育委員会との強化、連携強化とうたわれておりました。そこら辺で、いくなれば子育て支援課は、これはゼロ歳児から4歳児で考えたのか、就学前までを支援すると考えたほうがいいのか、幼稚園は管轄は教育委員会になります。

その預かりなども教育委員会になるかと思うんですが、そうなったときに今度は新たにできる、何でしたか、小学校内につくりますよね、その管轄、申し訳ありません。休憩をお願いします。

○ 議長 崎浜秀進 休憩します。 休 憩（午前11時16分）

再開します。 再 開（午前11時16分）

12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 すみません、学童、学童の部分はそれではどこが担うのかというのと、あと1点気になったのが、これは健康づくり推進課が担っている母子保健事業などの関連としてはどこまで、それもどうなるのか、そこら辺を少しお伺いしたいと思います。

○ 議長 崎浜秀進 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 12番、喜納議員にご説明いたします。

まず学童の件ですが、学童は今回4月から行われます本部幼稚園の隣の学童、そして上本部に新設する学童を含めまして、新たな子育て支援課の管轄を予定しているところであります。そして母子保健事業でございますが、今回、母子保健事業も新しい課に統合できないかということを検討しました。その中で優先的に今回はコロナの事業を健康づくりが担当しますので、まずはコロナの事業を優先的に保健師を含めて実施するというので、従来の母子保健も実施しながら、コロナも優先的に実施するというので、今回は母子保健事業は健康づくりに残したままでございます。ただ、議員のご指摘のとおり、今後は新たな課に統合したほうがいいのか、それとも健康づくり推進課に残したほうがいいのか、今後の検討課題だと認識をしているところであります。そして子供たちの年齢等の管轄に当たるところであります。今回子育て支援課におきましては、児童福祉法の適用になりますので、18歳未満が対象になります。例えば虐待、貧困等は小学生、中学生の場合でも教育委員会も担当しますし、連携して新しい子育て支援課が担当すると。実際の貧困とか、虐待のケースワーカーは児童福祉班のほうに配置していますので、まず、その方々が学校と連携して途切れのない子供たちの支援、そしてその家庭の支援をやっていくということでございますので、小学生だからここ、幼稚園生だからここ、保育所生からここというわけではなくて、途切れのない支援をしていくということでございます。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 理解いたしました。これまでもそうでしたが、今後もこうした福祉と教育というのは、全て連携していかないといけないと考えております。それも先ほど総務課長からもありましたとおり、母子保健事業、そういったものも恐らくそれも一つの流れとして一緒になっていくのかと思うのですが、私が最後に申し上げたいのは、理想として出産から育児、教育、義務教育まで全てうまい形で連携していくのが理想であります。それをうまく職員の中で共有していただかないと、ちょっとちぐはぐ感が出てくる可能性もあるのかと思ったりもします。全然違う課の、実際に今、耳に入ってくるのは、例えば専門の方が全然違う仕事をさせられたりとか、それはもう仕事の中では同じ課なので、それを一緒に分担してやろうというのは、大人であれば、そういった仕事の配分などはありますが、しかし、そこら辺を役場内ではしっかり共有していた

だいて、そういった流れの中で、課や班の仕事というのも一緒にやっていただくというような連動性や、同じ共有した意識がないと、この理想としているのがなかなか進まなくなるというのは多々ありますので、そういったのはぜひ町長を含め、総務課長を先頭に、意識の共通認識というのは持っていただきたいと思います。そこら辺を最後に町長でも総務課長でもお願いしたいと思います。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 今、喜納議員のほうから提案がありましたことをとても重要なことだと思っております。どの業務もそうなのですが、単独の課ではその実力がなかなか発揮できないという現状にあります。ついては、課を乗り越えて住民サービス、福祉に邁進するということが役場組織として、これはとても重要なことだと思っております。今回新設する課につきましては、これは日本全国、沖縄全県きって、我がほうから子ども・子育ての重要性というものを社会に訴えるような気持ちの中で新しい課を設立しております。子ども・子育てというのは、ただ単に福祉の領域だけではなくて、それを乗り越えて本当に未来に向けた宝物を磨き育てる。子供たちに夢と希望をどう与え切れるのかというような、そこまで視野に入れた形での考え方、要するに学校教育は学校教育の中できちんとやる。学校の門から外に出たときには、社会の中でしっかりと子供を育てるといのがこれからの社会ではないだろうかと考えております。ですので、新しい課については、世の中の、日本全国のモデルになるような役割が果たせればという希望を持ちながら、新しい課を設立しますので、ぜひまた議員各位の皆様も提言もいただきながら、またご協力もいただきながらお願いしたいと思っております。

○ 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第2号 本部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第2号 本部町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第3号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。住民課長。

○ 住民課長 崎原 誠 提案しております議案第3号について説明いたします。

議案書2枚目が一部改正条例となっております。説明については、3枚目の新旧対照表のほう

で行いたいと思います。提案書でも説明いたしましたが、今回法律の改正に伴いまして、個人番号通知カードが廃止となりました。その廃止に伴って、手数料条例中、別表の個人番号通知カードの再交付につきましてを削除しております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第3号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第3号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第4号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 さきに提案しました議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号の参考資料でご説明いたしますので、2枚おめくりください。新旧対照表でご説明いたします。右側が現行となっております。左側が改正案となっております。今回の本部町国民健康保険条例の一部改正につきましては、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されまして、同年2月13日から新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的位置づけが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更になったことに伴うものでございます。新旧対照表の右側では新型コロナウイルス感染症は感染症法において、指定感染症として位置づけられております。指定感染症として位置づけられている期間につきましては、政令で定められておりまして、原則1年以内となっております。一方、新旧対照表左側の改正案では、新型コロナウイルス感染症は指定感染症としてではなく、独自に新型インフルエンザ等感染症として定められておりまして、今後は期限の定めなく、必要な対策を講じられることとなっております。この改正に伴いまして、健康保険の給付等のサービスに変更はございません。以上で説明を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 休憩をお願いします。

○ 議長 崎浜秀進 休憩します。

休 憩 (午前11時29分)

再開します。

再 開 (午前11時30分)

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第4号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第4号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** さきに提案しております議案第5号についてご説明いたします。

議案は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。説明は最後の新旧対照表も併せて説明させていただきたいと思っております。今回一部を改正する内容であります。学校の働き方改革を踏まえたものになっておりまして、部活動のものになっております。部活動においてはこれまで教師による献身的な勤務のもとで実際成り立ってきておりましたが、休日を含め、長時間勤務の要因となっていることと、教師によっては指導経験のない教師もおおりまして、それはとても多大な負担になっているということもあります。または指導経験がないということもありまして、生徒にとっては望ましい指導を受けられないということもありまして、国の補助事業がありまして、中学校における部活動指導員の配置事業の補助事業を活用して、我々は令和3年度から指導員を配置し、取り組んでいきたいと考えております。それで新旧対照表のほうで改正案のほうで部活動指導員を一番最後に追記させていただいております。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第6号 本部町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** さきに提案しております議案第6号についてご説明いたします。

資料のほうで新旧対照表をご覧くださいながら説明したいと思います。こちらは国の子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴って、幼稚園の保育料の徴収が無償化になりましたので、新旧対照表のほうで改正案のとおり保育料の額等を零とするということで、以下、表を含めた保育料に関するものを削除しております。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第6号 本部町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第6号 本部町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第7号 本部町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** さきに提案しております議案第7号についてご説明いたします。

こちらは議案第6号と同様に、国の子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴って、本町の町立保育園預かり保育料条例の一部を改正する条例となっております。一番最後の新旧対照表をご覧くださいと思います。新旧対照表の第2条のほうの(保育料の額及び納入)のほうで、今回預かり料を徴収しないということになっておりますので、削除しております。あとは次の預かりのほうで「保育日数」を「利用日数」に改めるということでもあります。4項に関して

は、国のものに併せて追記しているというところであります。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第7号 本部町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第7号 本部町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第8号 本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 さきに提案しています議案第8号 本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

次のページをお開きください。これまでの経緯についてご説明いたします。本施設は、平成15年4月1日に供用開始されております。健康科学財団と管理運営委託契約を結んでおります。平成18年4月1日に指定管理制度の導入に伴い、5年間、あと平成23年4月1日から5年間、平成28年4月1日から5年間、健康科学財団が指定管理を行っております。令和3年4月1日以降の5年間も引き続き健康科学財団へ指定管理者としての指定を考えております。

次のページをお願いいたします。平成28年度から令和元年度までの利用人数及び収支状況であります。本議案の指定管理施設は、イルカプログラム施設、文化交流館、ウエルネスセンターとなっておりますが、指定管理以外の施設のマリンスポーツや、遊覧船事業などと組み合わせて、様々な体験ができる本部元気村としての運営をしており、3施設では赤字ではありますが、事業全体を見ると新型コロナウイルスの影響を除いて、経営は安定していると考えております。以上で説明を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第8号 本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第8号 本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第9号 本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 さきに提案しています議案第9号 本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

次のページをお開きください。これまでの経緯をご説明いたします。本施設は平成19年6月1日より供用開始されております。平成20年4月1日から3年間、平成23年4月1日から5年間、平成28年4月1日から5年間を水納班が指定管理を行ってきております。令和3年4月1日以降の5年間も引き続き水納班へ指定管理者としての指定を考えております。

次のページをお願いいたします。平成28年度から令和元年度までの利用者及び収支状況となっております。本議案の指定管理施設は、シャワーとトイレの管理となっております。シャワーは有料となっており、男女合わせて14基シャワーがあります。現在2分100円で利用している状況であります。以上、説明を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 1点だけ、今この海浜施設の中でシャワーとトイレということがありましたが、ショップ的な売店もあります。あれは含まれないんですか。

○ 議長 崎浜秀進 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 すみません、訂正いたします。休憩施設ということで、向こうも管理委託の中に入っています。大変申し訳ございません。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 この施設も平成19年から供用開始されています。シャワーは男女何基ずつあるんですか。どうですか、この指定管理を受けている水納班なんかは、それで実際に観光客を賄っているのか、水納班からこの施設に関しての何か、この施設だけで観光客を賄っているのかというのは意見が出ていないのかどうか、お伺いします。

○ 議長 崎浜秀進 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にお答えいたします。

男女のシャワーは合わせて14基あります。管理につきましては、終始、今のところ水納班に聞くと赤ではないということで、今のシャワーの収入で賄っているということでもあります。平成28年にシャワーの故障とかがありまして、その辺で大分修繕費が出てはいるんですが、それでも賄えているということでもあります。

○ 議長 崎浜秀進 休憩します。

休憩（午前11時45分）

再開します。

再開（午前11時45分）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第9号 本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第9号 本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第10号 本部町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。福祉課長。

○ 福祉課長 安里孝夫 さきに提案しております議案第10号 本部町地域福祉センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

後ろの参考資料をよろしくお願ひいたします。1点、誤字がございます。訂正をよろしくお願ひいたします。一番下、右下で「696万3,000件」と書いてありますけれども、「円」の間違いとなっております。おわびして訂正いたします。

指定管理者の指定についての経緯でございますが、平成9年9月1日供用開始、そのときに本部町社会福祉協議会が運営を行っております。指定管理者制度へ移行しまして、平成18年4月1日から5年間、平成23年4月1日から5年間、平成28年4月1日から5年間、今回、令和3年4月1日から5年間を引き続き本部町社会福祉協議会を指定管理者として予定しているところです。利用実績としては、500から600件、毎年使用されております。主な内容としましては、研修や運動教室、相談会等で利用されております。管理の運営費につきましては、町から600万円から700万円、毎年運営費を補助しているところでございます。説明は以上です。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第10号 本部町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第10号 本部町地域福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第11号 本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 さきに提案しておりました議案第11号 本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

1 ページをめくってください。参考資料となつてございますが、誤字がございます、そのほうから訂正させていただきます。下のほうの段の四角の中ですけれども、経理管理費のところの平成28年度の保守修繕費「28万1,010円」と書いてあるところなんですけれども、正しい数字は「28万1,040円」となります。それともう1か所は、平成30年度のほうの水道光熱費のところなんです、正しい数字が「110万9,405円」となります。訂正しておわび申し上げます。

説明していきます。この施設につきましては、供用開始が平成5年から行われております。その後、平成18年には指定管理者として沖縄県花き園芸農業協同組合を指定してございまして、今日まできております。その沖縄県花き園芸農業協同組合につきましては、集出荷及び販売等を担っておりまして、利用者、農家ですね、にとっても利便性は高いため、今回もその組合に指定管理として指定したいと思っております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第11号 本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第11号 本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第12号 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 さきに提案してあります議案第12号 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

資料の2枚をめくりまして、これまでの経緯が書いてありますが、これまで供用開始が始まって以来、農業生産法人有限会社伊豆味みかん生産組合を指定管理として指定してございます。年

間を通して、集出荷やみかん狩りの案内、そして本部町の特産品などの販売を行っております。また、雇用に関しても地域の方を雇用して行っておりますので、今後ともまた地域のためにもみかんの里においては、伊豆味みかん生産組合を指定管理者として指定したいと思っております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 みかんの里はもう総合案内所として作られてから19年、いや20年目に入っています。その間決算の報告もありますけれども、非常にここ近年は生産量の激減、そして高齢化に伴って組合員の減少等も含めて、非常に経営が厳しくなっているという状況があります。その中で、施設の空調設備だったり、周辺の集出荷場の屋根、トタンも老朽化して、さびている。そういう状況で、新たな工事でも必要になってきているのかという感じはしております。その中で、今回あるベンチャー企業がその中で六次産業に向けて取組をしたいんだということで、今、手続をしておりますけれども、なんせコロナ関係で今、非常に先が見通せないということで、この企業も思い切って、ここに投入をして事業展開をするというのを今、ちょっとためらっている部分も今、現状にあります。そういう中で、ぜひ行政としてもその企業を後押しして、ぜひここで事業展開をしていただいて、特に本町のシークワサー関連の六次化に向けての商品づくりということで、非常にマッチしている企業でもありますので、どうかその企業を後押ししていただいて、ここで成長していただく。そして雇用だったり、消費の拡大に向けて、ぜひここで成長してほしいという企業ですので、町としてもバックアップできる体制をぜひ組んでもらいたいと思いますけれども、その辺に関してどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○ 議長 崎浜秀進 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 10番、座間味議員にお答えします。

みかんの里総合案内所ですが、これまでみかんの生産者が中心となって、その運営をやってきました。議員がおっしゃるとおり、生産者の高齢化や生産量の減少などにも伴って、運営も非常に厳しくなっているところではございますが、今、議員からもご指摘がありましたシークワサーが近年、有望な作目であるということは全国的にも注目を今、浴びているところでございます。シークワサーに含まれているノビレチンが皮の部分に多く含まれているということもいろいろな研究機関のほうから報告が上がっておりますし、それが体にいいということもテレビ番組などを通じて、今、全国的に大分知名度が上がってきておりますので、例えばシークワサーを活用した特産品の開発だとか、その皮を、逆に捨てていた皮を商品にするとか、そういう意味では非常に有望な可能性というものが非常に大きくあるなど見ております。例えばみかん生産者だけの運営に限らず、加工会社などとの連携をすることによって、みかんの里総合案内所の運営も改善する。そしてまたこれからお客さんのニーズに応えられるような商品なども出せるのかと考えております。その意味でもやはり総合案内所の施設の老朽化した部分でありますとか、さらには運営上、改善する必要のある場所とかについては、町としてもバックアップしていきたいと思っておりますし、いろいろな企業との連携を図る上でも組合のみならず、町のほうもバックアッ

プして、いろいろな協議の中で意見を言っていきたいし、また組合を支援してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 ここは本部町の東の玄関口でもあります、84号線、そういう意味でも最近では衰退しているという部分も現実的にはありますので、ぜひここを盛り上げながら、本部町の玄関口の施設として充実させていきたいという思いがあります。ハーソー公園もそうだし、かりゆし市場も含めて、この3か所が観光の拠点、そして特産品の販売拠点にもなりますので、バランスよくその3か所を活性化させていきたいと思っていますので、そういう意味でもよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 今の決算を見ていて、令和元年が一気に86万円から1,200万円という大幅な赤字が出ていますが、その要因はお願いできますか。

○ 議長 崎浜秀進 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 11番、松川議員に説明いたします。

令和元年度の決算におきまして、損失額がマイナス1,267万6,000円余になっておりますが、このことにつきましては、実は特別損益が発生しておりまして、令和元年度にもともとみかんの里、その組合のほうで土地所有をしてあったんですが、本部町が買い取っております。その買い取る際に、もともとの値段と本部町が買い取った値段の差額が1,200万円余りございまして、その特別損益がありまして、その決算のほうには記されております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第12号 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第12号 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午後0時01分)

再開します。

再 開 (午後1時30分)

日程第13. 議案第13号 本部町体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** さきに提案しております議案第13号 本部町体育施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

管理を行わせる施設であります、本部町民体育館、本部町運動公園となっております。

次のページをお開きください。これまでの指定管理の経緯となっております。平成19年4月1日に3年間指定管理を受けております。その後、平成22年4月1日、こちら3年間指定を受けております。平成25年4月1日においても3年間指定を受けております。平成28年4月1日から5か年間の指定管理を受けて、任期満了となっております、今回、令和3年4月1日からの指定管理者として5か年間の指定を提案させていただいております。

次のページをお開きください。こちらは平成28年から指定管理を受けてのこれまでの利用状況の一覧となっております。利用件数としまして、アリーナで平成28年から令和元年度までの累計ではあるんですが、アリーナでは約8,000件、会議室は670件、運動公園が491件となっております。利用人数におきましては、アリーナで1万1,900人余り、トレーニング室で2万7,000人余り、会議室約5,300人、シャワー室1,400人、運動公園としまして3万1,000人となっております。利用料金となりますが、こちらはアリーナなんですが、平成28年から令和元年度までは約850万円、トレーニング室では290万円余りです。会議室のほうでは約230万円ほどです。シャワー室7万3,000円です。運動公園175万円という利用状況となっております。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 質疑を行います。5番 小橋川 健議員。

○ **5番 小橋川 健** 指定管理者の選定に至った経緯とかございましたら説明をお願いします。

○ **議長 崎浜秀進** 教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 5番、小橋川議員にご説明いたします。

選定に至った経緯であります、今回任期満了ということで、1年ほど前からどのような形で指定管理の選定を行うかというのを教育委員会内部も含め、最終的には町当局とも調整しながら決めております。これまでの実績がありまして、体育協会はこの本部町地域において根差した団体であると。その施設は体育施設であります、体育協会のほうでしっかりと管理運営をして、有効に使っていただきたいということもありまして、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例がございます、その中で、地域に根差し、スポーツや健康づくりに関連した事業を実施しということがありますので、それをもって体育協会のほうに指定管理の経緯に至ったということでもあります。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 5番 小橋川 健議員。

○ **5番 小橋川 健** 経緯については説明していただいて理解しました。私がちょっとお話をしたいのは、この体育施設、これまでも私も何回か質問をさせていただいたのですが、施設の利用者から苦情がよくある施設であることは確かだと思って、認識していると思うんです。私がまた上げて、よくなって、またちょっとしたら悪くなって、そのいちごっこが正直続いているような状態の現状だと私は感じているので、一つのあれとして、この選定の中で例えば体育協会だけではなくて、一般のところとかも公募させて、ちょっと緊張感を与えたり、例えば今5年の指

定期間ですけれども、それを3年にするとかすれば改定もしやすいし、運営側もよりよくサービスにつながるのではないかということの思うんですけれども、そういったお考えとかはないのか、これからまた考えるのか、考えきれぬのか、その辺を聞きたいです。

○ 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 5番、小橋川 健議員にご説明いたします。

先ほどご指摘いただきました。我々もこれまで体育施設に対するいろいろな厳しいご意見をいただいております。この1年ではなくて、これまでいろいろあったとは思いますが、そういったものも踏まえて、1年前からどのようにやっていこうかということで、ずっと検討はしてきておりました。公募という話も一応上がってはきていたんですが、先ほどご説明したように、地域の団体もしっかり活用して、施設を運営してもらいたいということもありましたので、そこも十分踏まえて、今回の指定管理の経緯に至ったということになっております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 私、最初にも申し上げましたとおり、この体育施設というのは町民の利用の頻度も本当に高い施設でありまして、よくも悪くも注目の施設だと思うんです。だからほかの施設にも増して、施設の利用者の声を吸い上げて、管理者ともよく話をして、そういった苦情がなかなか起こらないように、本当にいい施設なので、有効利用できるように努めていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第13号 本部町体育施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第13号 本部町体育施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第14号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 さきに提案しました議案第14号についてご説明いたします。

次のページ、瀬底島一周線道路改良工事(その7)の請負契約概要をお願いします。1、工期は14日間となっておりますのは、契約繰り越しをしますので、取りあえず3月いっぱい工期を取っております。県との繰り越し手続もできております。2、指名業者は本部造園株式会社から有限会社比嘉建設工業まで12社でございます。3、工事概要としまして、道路改良L=440メートル

ル、土工一式、法面工一式、排水工一式、舗装工一式となっております。下の赤のラインが工事場所でございます。瀬17号線、ヒルトンホテルに向かう道の仲田商会在途中にある道です。その瀬17号線を約200メートルぐらい行ったところから左折する三差路があります。そこから琉大研究所に向けて取りつける道路になります。次のページは入札結果報告書になっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第14号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第14号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第15号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第15号 令和2年度本部町一般会計補正予算について説明をいたします。

3枚目をお願いします。令和2年度本部町一般会計補正予算。令和2年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出からそれぞれ2億3,829万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ109億38万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(繰越明許費の補正)第2条、繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。(地方債の補正)第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

次の3ページ目をお願いいたします。第2表繰越明許費補正。今回24件の繰越明許費を計上しております。ちょっと量が多いですので、本日の午前中に資料を配布しております。議案第15号参考資料、令和2年度3月補正、繰越明許費説明という資料でございます。時間の都合上、詳細な説明は割愛させていただきます。24項目の事業名、そして繰越額、繰越しとなりました理由を掲載しているところでもあります。主に新型コロナウイルス関連の事業でございまして、例えば国の補正予算に伴いまして、どうしても年度内に執行ができなかった等が理由として挙げられます。

3枚目をお願いします。令和2年度事故繰越(見込)に関する資料ということでございます。今回、事故繰越も発生いたしております。本部半島・伊江島エリア観光促進事業、大浜で建設を

進めております本部文化交流会の件でございます。こちらはその金額と主な要因、新型コロナウイルス感染症の主な要因でございますが、その要因を記載しております。完了見込みは本年7月30日を予定しているところであります。それではそれぞれの計上しております予算の説明を、主な事業を抜粋しまして説明をさせていただきます。事項別明細書でもって説明をいたします。歳出の16ページ、17ページをお願いします。2款1項総務費の一般管理費でございます。17ページ中段から下のほう、防犯カメラ設置工事マイナス77万円でございますが、こちらは防犯カメラの設置工事を予定しておりましたが、新型コロナ対策の各種事業を優先したため、今年度実施を見送りました。それに伴いまして、減額補正しまして、令和3年度で改めまして、当初予算に計上しているところでございます。その下、下から4段目、物流拠点施設オーバーホール949万3,000円の減額、これは冷凍冷蔵庫の施設のオーバーホールが必要となっております。指定管理者との協議により、費用の2分の1を指定管理者側が負担、そして残り2分の1を町の基金から充当することとなったための減額でございます。一番下の段ですが、夏休みが少ない子供たちへの贈り物事業委託料156万5,000円の減額、こちらは新型コロナウイルス感染拡大により、事業を見送ったものでございます。ジンベイマリンを活用して子供たちに夏休みを体験してもらう予定でしたが、新型コロナでこれが中止になっております。当初で言い忘れましたが、今補正は減額が主な要因となっておりますので、減額補正が多くなっております。

続きまして、18、19ページ、積立金、ちゅらまちづくり基金積立金、そしてゆいまーる基金の積立金（ふるさと納税分）、いずれもふるさと納税分でございます。1,800万円余りと200万円余りを減額しております。こちらは寄附額が約15%減額する見込み、対前年度で15%減額する見込みとなっております。その見込み分を減額しております。子ども・子育てゆいまーる基金積立金1,034万円の増額、こちらは当初200万円を計上しておりましたが、実績で約1,200万円余りを予定しているところであります。こちらは増額を見込んでおります。

続きまして、26、27ページ、老人福祉費でございます。27ページの下から4段目、老人クラブ補助金136万6,000円の減、こちらは老人クラブに補助をしているものでございますが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、活動の自粛を行ったということで、予定どおり事業ができなかったということで、補助金の返還がございましたので、その返還分を減額しております。

32ページ、33ページ、水道事業費、一番下、水道料金生活経営体支援事業負担金2,356万3,000円、こちらは国の交付金、コロナ交付金を活用しまして、水道料金を昨年7月、8月、9月の基本料金分を減額いたしました。その減額分、コロナ交付金の充当が可能となりましたので、それを充当するものでございます。

36、37ページ、農業振興費、37ページの一番下でございますが、農水産業担い手支援住宅用地費1,094万円の減額、こちらは一括交付金を活用して整備を進めているものでございますが、土地鑑定によります売買金額が決定しましたので、それに伴う減額でございます。土地鑑定に入れた減額でございます。

次の38、39ページ、上から6段目、園芸農業防災施設整備事業補助金1,519万円の減額、こちらはビニールハウスの整備を進める事業でございますが、新型コロナウイルスの影響により、受益者、農家の方の負担分2割でございますが、2割の確保が困難であるという申出がございました。よって事業の実施を見送りまして、事業費全額減額をしているところでございます。

次の40、41ページ、こちらは松くい虫関係の委託料、両方150万円、150万円、合わせまして300万円の減額でございますけれども、こちらは対象となる地域の被害がなかったため、未実施となっております。

42ページ、43ページ、水産業、水産振興費の一番下、モズク養殖網購入補助金130万円の減額、こちらはモズクが豊漁であったため、自前で購入が可能だという申入れがありました。よって、補助の申請は今回行わないということでありましたので、補助の全額減額しております。

44、45ページ、商工振興費の委託料、すみません、負担金及び補助金、真ん中あたりにコロナ対策マーケティング機能強化事業補助金1,567万1,000円、こちらは国の三次補正で繰越すものでございますが、緊急事態宣言による自粛要請で消費が落ち込んでいる町内の特産品生産者及び事業者の経営安定化を図ることを目的に、販売支援員の配置や物産展等の開催及び出店を通して、経営の安定及び継続への支援業務を行うものでございまして、販売支援員の配置、そして物産展への出店等をこの事業で行うということを予定しております。実施は令和3年度で実施いたします。次に下から2段目、アフターコロナ観光誘客環境整備事業補助金698万円、こちらはコロナウイルスの感染症の収束後に向けて町内にプランター等を整備しまして、観光地としての環境を整備する事業でございます。その下、きめ細やかな観光客受入体制整備事業494万1,000円、こちらは観光ガイドの育成でございます。観光協会に補助をいたしますが、観光協会のほうで観光ガイドの養成をいたしまして、新しい観光ツアーを発掘、そして地域資源の活用等の整備を図る事業でございます。

46、47ページ、道路新設改良費の委託料、石川謝花線修正設計業務委託料843万3,000円の減額でございます。海洋博公園立体駐車場の入り口付近から変電所近くを通る石川ルートを検討しておりましたが、地権者の理解が得られず、町として断念することになりました。石川ルートの設計に充てる予定であった予算を今回全て減額するものでございます。

52、53ページ、教育費をお願いいたします。教育の事務局費、委託料、中段から若干下のほうでございますが、学校ICT支援員配置事業委託料1,490万7,000円、こちらも国の三次補正に係るものでありまして、今年度で補正しまして、実施は令和3年度に繰越すものでございます。GIGAスクール構想の本格的な実施が開始されます。ICT分野において支援を要する学校に支援員の派遣を行います。ICTの専門家、支援員の2名を各学校に配置するものでございます。こちらは専門業者への委託になります。

62、63ページをお願いします。保健体育費、体育振興費の中段あたりに町体育施設運営補助金95万5,000円の増額、こちらは運動公園と体育館の指定管理をしております体育協会への補助金でございますが、新型コロナウイルスの影響により使用料が約100万円程度減額しております。

その減額分を補助金を増額しまして、運営に当たってもらうものでございます。以上、歳出の説明でございました。

歳入は主に国庫、県の支出金の減額が主なものでございます。以上で説明を終わります。

○ **議長 崎浜秀進** 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第15号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第15号 令和2年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第16号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** さきに提案いたしました議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号の表紙をおめぐりください。令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算。令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ458万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,303万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは詳細についてご説明いたします。事項別明細書の総括表で説明いたしますので、3枚おめぐりください。歳入歳出予算事項明細書の1ページになります。まず総括の上の段、歳入についてご説明いたします。歳入では6款県支出金の交付金が特別調整交付金から保険者努力支援分、名称の変更がありました。また、所要額予定通知により36万5,000円の減額となっております。下におりまして、10款繰入金についてであります。保険基盤安定繰入金の軽減対象者が減少したことにより、422万4,000円の減額となっております。上の歳入合計では、458万9,000円の減額となっております。

次に下の段、歳出についてご説明します。歳出では歳入で458万9,000円の減額となっている分を11款予備費から同額の458万9,000円を取崩して対応しております。以上で説明を終わります。

○ **議長 崎浜秀進** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第16号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第16号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第17号 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 さきに提案した議案第17号について説明いたします。

2枚目をお開きください。令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算。令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ830万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,111万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

中身については、次のページの事項別明細書で説明いたします。5ページをお開きください。歳出です。歳出の委託料827万6,000円は、公営企業法適用に係る移行支援業務委託料の減となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳入です。今の歳出の補正の分で827万6,000円ありますが、それに伴う公営企業適用債830万円を減にしております。歳入歳出予算の差額2万4,000円を7ページの工事請負費2万4,000円を減額しております。以上で説明を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第17号 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第17号 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、

原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第18号 令和2年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 2枚目をお開きください。令和2年度本部町水道事業会計補正予算。(総則)第1条、令和2年度本部町水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(収益的収入及び支出)第2条、令和2年度本部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、(科目)第1款水道事業収益、(既決予算額)5億1,867万5,000円、(補正予算額)2,356万3,000円、(計)5億4,223万8,000円、第1項営業収益、(既決予算額)4億4,929万3,000円、(補正予算額)2,356万3,000円、(計)4億7,285万6,000円となっております。

中身については、最後のページですが、収入の補正です。他会計負担金2,356万3,000円ですが、これは昨年度、令和2年7月、8月、9月、コロナの影響で水道料金を基本料金の減免をした分です。その分を一般会計のコロナ交付金からの負担金の増となっております。以上で説明を終わります。1点だけお願いいたします。本日お配りした令和2年度事故繰越(見込)に関する資料というのをご覧ください。事故繰越に関する資料、上段の括弧内が全体事業費、下段は事故繰越額の見込みとなっております。事業名、本部町新浄水場建設事業、全体計画1億1,274万7,000円ございまして、1億857万2,000円が事故繰越額となっております。事故繰越要因、建設工事区域の用地購入において、地権者と用地交渉を行っていたが、3月から5月までの間、新型コロナウイルスの流行拡大防止の観点から交渉を自粛していた。自粛期間中の5月に地権者が死亡した。その後、当該用地の相続人による相続手続き等に不測の日数を要したため、当該用地の取得やその他業務等において遅延することになり、年度内での事業完了が困難となった。事業完了予定日は、令和3年12月末となっております。この用地に関しては、昨年10月末をもって売買契約及び所有権移転の登記も全て完了していることを併せて申し上げます。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第18号 令和2年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第18号 令和2年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 報告第1号、議案第19号 令和3年度本部町一般会計補正予算についてから議案第

23号 令和3年度本部町水道事業会計予算についての5件につきましては、予算審査特別委員会へ付託してあります。その報告書が提出されております。

予算審査特別委員会委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会委員長 喜納政樹。

○ **予算審査特別委員会委員長 喜納政樹** 報告第1号 令和3年3月17日、本部町議会議長 崎浜秀進殿。予算審査特別委員会委員長 喜納政樹。委員会審査報告書。議案第19号 令和3年度本部町一般会計予算について。議案第20号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計予算について。議案第21号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について。議案第22号 令和3年度本部町公共下水道特別会計予算について。議案第23号 令和3年度本部町水道事業会計予算について。本委員会は、令和3年3月10日付で付託された上記案件については審査を終了したので、本部町議会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

予算審査特別委員会報告。1、付託事件、議案第19号 令和3年度本部町一般会計予算について。議案第20号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計予算について。議案第21号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について。議案第22号 令和3年度本部町公共下水道特別会計予算について。議案第23号 令和3年度本部町水道事業会計予算について。2、審査結果、議案第19号、原案のとおり決定とする。議案第20号、原案のとおり決定とする。議案第21号、原案のとおり決定とする。議案第22号、原案のとおり決定とする。議案第23号、原案のとおり決定とする。

○ **議長 崎浜秀進** 委員長報告は終わりました。

議長を除く全員による予算審査特別委員会でした。よって質疑、討論を終結します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって質疑、討論を終結いたします。

日程第20. 議案第19号 令和3年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

議案第19号 令和3年度本部町一般会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第19号 令和3年度本部町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第20号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

議案第20号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第20号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計予算については、

原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第21号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

議案第21号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第21号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第22号 令和3年度本部町公共下水道特別会計予算についてを議題とします。

議案第22号 令和3年度本部町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第22号 令和3年度本部町公共下水道特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第23号 令和3年度本部町水道事業会計予算についてを議題とします。

議案第23号 令和3年度本部町水道事業会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第23号 令和3年度本部町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第25. 報告第9号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 報告第9号についてご説明いたします。

報告第9号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第8回本部町議会（臨時会）で議案第51号をもって議決された、「瀬底島一種線道路改良工事（その6）」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和3年3月15日提出、本部町長平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、瀬底島一周線道路改良工事（その6）について、契約金額「1億3,167万円」を「1億3,437万9,300円」に変更し改定契約を締結する。270万9,300円の増額になっております。

次のページが変更箇所対照表でございます。その次のページの図面、赤いラインのナンバー27からナンバー74+10の950メートルの区間が工事箇所であります。変更の主な要因は、岩掘削の増となっております。以上で報告を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第9号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第26. 報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 報告第10号についてご説明いたします。

報告第10号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第10回本部町議会（臨時会）で議案第81号をもって議決された、「健堅本部落線道路改良工事（R2-1）」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和3年3月15日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、「健堅本部落線道路改良工事（R2-1）」について、契約金額「8,177万700円」を「8,212万7,100円」に変更し改定契約を締結する。104万9,400円の増額となっております。

次のページが変更対照表でございます。次のページ、施工箇所図です。赤いラインのナンバー42+10からナンバー59+11.002の341メートルの区間が工事箇所であります。変更の主な要因は、岩掘削の増、擁壁工の追加等によるものであります。以上で報告を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 排水溝のU字溝の変更ということですが、これはわざわざ標準断面図を載せてありますが、道の勾配、左のほうがちよっと高くて、右のほうが低い。だけど左のほうのU字溝の幅が広くて、右側の低いほうが排水溝が狭いんですけれども、これはこんなでいいんですか。

○ 議長 崎浜秀進 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 7番、具志堅議員にご説明いたします。

標準の断面でありまして、片方の勾配は確かに片勾配に断面が小さくはなっているんですけれども、全体的に重量を計算したらこういう設計になっていますので、大丈夫だと思います。大丈夫です。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 この右側のところに水がたまらないようにできているということですね。

○ 議長 崎浜秀進 建設課長。

- 建設課長 宮城 忠 そのとおりです。
- 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。
- 7番 具志堅正英 後で水がたまったとかということで、苦情が出ないようにお願いします。
- 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第10号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第27. 報告第11号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。建設課長。

- 建設課長 宮城 忠 報告第11号についてご説明いたします。

報告第11号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第11回本部町議会（臨時会）で議案第83号をもって議決された、「健堅本部落線道路改良工事（R2-2）」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和3年3月15日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、「健堅本部落線道路改良工事（R2-2）」について、契約金額「1億9,022万5,200円」を「1億9,139万4,500円」に変更し改定契約を締結する。116万9,300円の増額になっております。

次のページが変更対照表でございます。次のページの施工箇所図、赤いラインのナンバー6+1からナンバー42+10の729メートルの区間が工事箇所であります。変更の主な要因は、R2-1の現場と同じく岩掘削の増によるものでございます。以上で報告を終わります。

- 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第11号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第28. 議案第27号 議会の議決を経た製造の請負契約に係る変更契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

- 教育委員会事務局長 有銘高啓 議案第27号についてご説明いたします。

議案第27号 議会の議決を経た製造の請負契約に係る変更契約の締結について。令和2年第11回本部町議会（臨時会）の議案第84号の議決を経て製造の請負契約を締結した本部町GIGAスクール校内情報通信ネットワーク環境整備業務について、下記のとおり契約内容の一部を変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。記、契約金額を「6,761万1,500円」から「6,631万9,000円」へ変更すること。令和3年3月15日提出、

本部町長 平良武康。

提案理由、設計変更に伴う変更契約の締結について、『議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例』の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。今回各学校にLANケーブル、GIGAスクールに関する環境整備を行いました。そこで現地調査後に設計を精査したところ減額となっております。減額のほうは、129万2,500円の減となっております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第27号 議会の議決を経た製造の請負契約に係る変更契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第27号 議会の議決を経た製造の請負契約に係る変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第29. 発議第1号 本部町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 発議第1号、令和3年3月17日。本部町議会議長 崎浜秀進殿。提出者、本部町議会議員 具志堅 勉。賛成者、本部町議会議員 喜納政樹、賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。本部町議会会議規則の一部を改正する規則について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

あと、2ページ、3ページはお目通しください。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 お諮りします。質疑、討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

発議第1号 本部町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。発議第1号 本部町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第2回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会は閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

令和3年第2回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後2時35分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 崎 浜 秀 進

本部町議会議員 比 嘉 由 具

本部町議会議員 小橋川 健